

大野市資源有効利用促進事業補助金交付要綱

(平成3年7月5日告示第15号)

改正 平成10年 6月23日告示第 52号
平成12年 3月29日告示第 22号
平成17年 3月22日告示第 30号

(趣旨)

第1条 この要綱は、再利用可能な廃品及びごみ(以下「資源ごみ」という。)を回収する大野市内の団体に対し、補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(対象団体)

第2条 資源有効利用促進事業の対象となる団体は、次に掲げる要件を備え、かつ、市に登録した団体とする。

- (1) 資源ごみを継続的に自ら回収すること。
- (2) 営利を目的としないこと。
- (3) 回収した資源ごみを、再利用を目的とする市内の回収業者に引き渡すこと。
- (4) 資源ごみの回収及び再利用に賛同する複数の市民により横成された団体であること。

(団体の登録)

第3条 前条の規定により登録しようとする団体は、資源ごみ回収実施団体登録申請書(様式第1号)を市長に提出し、登録を受けなければならない。

2 登録を受けた団体(以下「登録団体」という。)は、登録事項に変更があった場合は、速やかにその旨を届け出なければならない。

3 市長は、前2項の規定により登録された事項に虚偽又は著しい事情の変更が認められる場合は、その団体の登録を取り消すことができる。

(補助対象品目)

第4条 補助の対象とする品目は、新聞、ダンボールその他の紙類とする。

(補助金の額)

第5条 登録団体に対し交付する補助金の額は、回収量に1キログラム当たり6円を乗じて得た額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(補助金の交付方法)

第6条 補助金の交付を受けようとする登録団体は、資源有効利用促進事業補助金交付申請書兼請求書（様式第2号）に資源有効利用促進事業実績報告書（様式第3号）を添付して、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の資源有効利用促進事業補助金交付申請書兼請求書等を審査のうえ、適当と認めるときは、登録団体が指定する金融機関に補助金を振り込むものとする。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成3年7月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成17年告示第30号）

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

年 月 日

大野市長 殿

団体名 _____
代表者 住所 大野市 _____
氏名 _____
電話番号 _____ - _____

資源ごみ回収実施団体登録申請書

大野市資源有効利用促進事業補助金交付要綱第3条の規定により、資源ごみ回収実施団体として下記のとおり登録申請します。

記

主な活動内容	町内会 ・ 婦人会 ・ 育成会 ・ 学校 その他 ()		
構成人員	人		
回収地域	町内・校区内・その他 ()	地区内 世帯数	世帯
回収品目	新聞・ダンボール・その他の紙類・古繊維類・アルミ缶 その他 ()		
年間実施計画	合計 回		
集積場所			

* 参考資料として、団体の事業計画等がありましたら添付してください。

年 月 日

大野市長 殿

団体名 _____
 代表者 住所 大野市 _____ 印
 氏名 _____

資源有効利用促進事業補助金交付申請書兼請求書

資源ごみの回収事業が終了したので、大野市資源有効利用促進事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて請求します。

記

請求金額		金	円
振込先	金融機関名 (支店・支所名まで記載)	銀行 信金 農協	支店 支所
	口座番号	普通	・ 当座
	フリガナ 口座名義人		

請求内訳（回収量 × 補助単価 = 請求金額）

回収量	補助単価	請求金額 (10円未満切捨て)
kg	6円 / kg	円

関係書類

事業実績報告書（様式第3号）

預金通帳の表紙裏面の写し（又は預金通帳をご持参ください。）

年 月 日

大野市長 殿

団体名 _____
代表者 住所 大野市 _____
氏名 _____

資源有効利用促進事業実績報告書

回収月日	月 日	月 日	月 日	月 日	合計
参加人員	人	人	人	人	人
回収品目	新聞	kg	kg	kg	kg
	ダンボール	kg	kg	kg	kg
	その他の紙類	kg	kg	kg	kg
合計	kg	kg	kg	kg	kg
資源回収業者名					

資源回収業者発行の計量伝票等貼り付け欄

--